

愛知県教育委員会 飯田教育長様

2023年2月21日

任意団体（PTA等）の、あり方、運営等についての改革を求める、請願。

請願人 住所

氏名 行政を考える住民の会 事務局 宮崎邦彦

請願の趣旨 理由。

- 1 なり手ないならPTA解散も（資料1 AERA 2023.2.27 66～67頁） 任意加入が一般的になり、活動も自由参加が広がってきたPTAとある。愛知県は、高校等、いまだ、強制加入、会費強制徴収。
PTAに依存するお金の額が、大きすぎる。
- 2 「加入は任意」順守促す（資料2 中日新聞 2017年11月24日）
埼玉県教委が画期的通知 埼玉県教委が、学校長に向け出したPTA活動を円滑に促進するためのチェックリスト
 - 1 入会は任意であることを保護者に周知している
 - 2 加入方法や会費の徴収方法等を事前に周知している
 - 3 会員でない保護者の児童生徒に対しても教育的配慮をしている
 - 4 役員選定の方法を事前に説明し、各保護者の事情に十分配慮しているとある。そもそもPTA活動が、児童生徒に、差別的対応があることは問題である。
- 3 北九州市教委「PTAの入退会意思確認を」小、中、特別支援校通知（資料3 毎日新聞2022年2月4日 20時48分）
「意思確認により入会者は減るかもしれないが、必要な活動を取捨選択して新しいイメージのPTAに進化させる好機と受け止めたい」とある。
任意団体への、加入は、文書による、意思確認は、大前提である。
強制加入とも云える実態は放置できない。
- 4 旅行会社がPTA業務代行 担い手不足 見直す機会（資料4 中日新聞2022年10月27日）人を雇うしかないところまで来ているということである。
「PTAは、本来、だれが何をするのか、根本的に見直す段階を迎えている。」とあるが、現在の、働き、機能等を含め見直すことが求められているということである。
例えば、県内の、PTA（1000万円に近い予算のところもある）に、金銭的に県立高校、各学校が、依存している（多額）ことは問題である。
入会に関して、意思確認がなされていないことは、法的問題でもある。毎年、役員が決定的が大変なことは、資料からもわかる。など、改革に向けた、具体的取り組みが、示されていない。



請願事項

- 1 P T A等、任意団体については、「加入は自由」であることを文書で示すこと。
- 2 P T Aへの、保護者、教職員の加入については文書で提出してもらうこと（平等扱い）
- 3 任意団体についての退会について、自由であり、何ら不利益をこうむらないことを明言すること。
- 4 学校は、任意団体からのお金に対して、（依存）少なくしていくこと。お金の依存度をなくすこと（公費負担にすること）。
- 5 2025年から開校予定の、中高一貫校については、新しい形の、学校から完全独立した、P T Aもしくは、必要なら、それに代わる任意団体等を、組織すること。

添付資料は、資料1 A E R A 2023. 2. 27

資料2 中日新聞 2017年 11月 24日

資料3 毎日新聞 2022年 2月 4日 20時 48分

資料4 中日新聞 2022年 10月 27日

口頭意見陳述希望する